

都道府県・市区町村に対する寄附金（ふるさと納税）について

●制度の概要

- 都道府県・市区町村に対して寄附（ふるさと納税）をすると、寄附金のうち2千円を超える部分について、一定の上限まで、所得税・個人住民税から全額が控除されます。
（例：年収700万円の給与取得者（夫婦子なし）が、3万円を寄附すると、2,000円を除く2万8,000円が控除されます。）
- 控除を受けるためには、寄附をした翌年に、確定申告を行うことが必要（原則）。確定申告が不要な給与所得者等については、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより、確定申告が不要で控除が受けられる手続の特例（ふるさと納税ワンストップ特例制度）が創設されました。
- ふるさと納税の対象として、総務大臣の指定を受けた自治体であれば、自分の生まれ故郷や応援したい自治体など、どの自治体に対する寄附金でも対象となります。



ふるさと納税の控除額の計算について

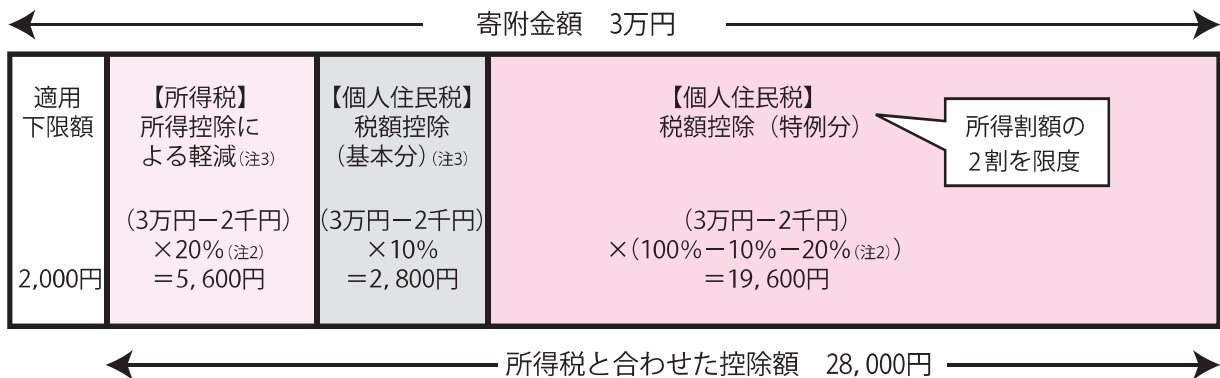
●ふるさと納税による控除の概要

都道府県・市区町村に対する寄附金（ふるさと納税）のうち、2千円を超える部分については、一定の上限まで次のとおり所得税・個人住民税から全額控除されます。

- ①所得税……(寄附金－2千円)×所得税率(5～45%(注))を所得控除
- ②個人住民税(基本分)……(寄附金－2千円)×10%を税額控除
- ③個人住民税(特例分)……(寄附金－2千円)×(100%－10%(基本分)－所得税率(5～45%(注)))
→①、②により控除できなかった寄附金額を、③により全額控除（所得割額の2割を限度）

注 平成26年度から令和20年度については、復興特別所得税を加算した率とする。

【控除イメージ (注1)】



注1 年収700万円の給与取得者（夫婦子なしの場合、所得税の限界税率は20%）が、地方団体に対し3万円の寄附をした場合のもの

注2 所得税の限界税率であり、年収により0～45%の間で変動する。なお、平成26年度から令和20年度については、復興特別所得税を加算した率とする。

注3 対象となる寄附金額は、所得税は総所得金額の40%が限度であり、個人住民税（基本分）は総所得金額の30%が限度

ふるさと寄附金（美ら島ゆいまーる寄附金）のご案内

1 ふるさと寄附金（美ら島ゆいまーる寄附金）について

ふるさと寄附金とは、地方自治体（県・市町村）に対する寄附金のうち、2,000円を超える部分について、個人住民税所得割の2割を上限に、所得税と合わせて全額が控除される制度です。

沖縄県では、沖縄を応援したい、沖縄に貢献したいという思いを「美ら島ゆいまーる寄附金」として県の施策に活用しております。沖縄をふるさととする方のみならず、沖縄県を応援したい多くの皆様からのご寄附をお待ちしております。



美らゆいちゃん



美らまるくん

2 ふるさと寄附金（美ら島ゆいまーる寄附金）の寄附の申込方法について

(1) 申込方法

- ・ふるさと納税総合サイト「ふるさとチョイス」(<https://www.furusato-tax.jp/city/donation/47000>)からお申し込み。
- ・寄附金申込書（ホームページからダウンロードするかパンフレットに付いている寄附申込書を使用する又は直接取り寄せる。）を沖縄県総務部税務課にメール又はFAXで送信、郵送又は直接持参してください。

(2) 寄附の方法

・納入通知書による寄附

申込確認後「納入通知書」を送付しますので、金融機関でお振り込みください。

◎沖縄県指定金融機関（手数料不要）

琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、沖縄県労働金庫、沖縄県農業協同組合、九州信用漁業協同組合連合会沖縄統括支店、みずほ銀行、鹿児島銀行

注 記載のない金融機関でも支払はできますが、金融機関所定の手数料が必要となります。

・クレジットカードなどによる寄附

①ふるさとチョイスより、支払方法を選択のうえ、寄附をお申し込みください。

②利用カード発行会社の規約に基づき、所定の支払日に口座から引き落とします。

③沖縄県への入金確認後、決済日を受領日として沖縄県から「寄附金受領証明書」が送付されます。



うーまくん

3 寄附金控除の手続について

寄附金控除については、寄附金の領収書（受領証明書）を確定申告時に提出することにより、住民税の控除や所得税の控除（還付）が受けられます。

1 沖縄を応援したい方なら、沖縄県内外者問わず、誰でも寄附が行えます。

2 寄附と行うと領収書（受領証明書）が沖縄県より交付されます。確定申告の際に重要な書類となりますので大事にとっておきましょう。

3 寄附した年の翌年に領収書（受領証明書）を添付し税務署へ確定申告を行います。その後、税務署より所得税の控除額が還付されます。

4 確定申告をすれば個人住民税についても自動的に寄附金控除が行われ、税金を減額した上で納税通知書が送られます。

寄附金控除額 = **A + B + C + D**

- A** 基本控除額 (寄附金^{**1}-2,000円) × 10%
- B** 特例控除額^{**2} (寄附金^{**1}-2,000円) × (90% - 所得税率 × 1.021)^{**3}
- C** 所得税控除額 (寄附金^{**1}-2,000円) × 所得税率^{**3}
- D** 復興特別所得税控除額 所得税控除額 × 2.1% (復興特別所得税率)

- 注1 1月から12月までの合計寄附金額。また複数の都道府県・市区町村に対して寄附を行った場合は、その寄附の合計額
- 注2 住民税所得割額の2割が限度
- 注3 所得税率は所得金額に応じて5%～45%と変わります。
- 注4 平成25年から課税される復興特別所得税も控除になります。

4 寄附金控除の計算例

給与収入700万円で…所得税の税率=20%
住民税所得割額=350,000円

注 沖縄県に対する寄附金のうち適用下限額2,000円を超える部分について、所得税と住民税を合わせて全額控除されます。



全額※控除されるふるさと納税額(年間上限)の目安 (※) 2,000円を除く
(平成27年以降)

ふるさと納税をした者本人の給与収入とその家族構成のパターン別のふるさと納税額(年間上限)の目安一覧です。ふるさと納税額(年間上限)は、2,000円を除く全額が所得税^(※)及び個人住民税から控除されるふるさと納税額になります。

(※) 復興特別所得税を含みます。

あくまで目安であり、具体的な計算は、お住まい(ふるさと納税翌年1月1日時点)の市区町村にお尋ねください。

<表の見方>

給与収入300万円未満で独身の方は、28,000円以下のふるさと納税であれば自己負担額は2,000円となりますが、28,000円を超える額をふるさと納税した場合、超える金額分の自己負担が増えることとなります。

○給与所得者のケース(給与収入のみ。住宅ローン控除等を受けていない方。)

※「共働き」は、ふるさと納税をした者本人が配偶者(特別)控除の適用を受けていないケースを指します。

(配偶者の給与収入が201万円超の場合)

※「夫婦」は、ふるさと納税をした者の配偶者に収入がないケースを指します。

(ふるさと納税をした者本人が配偶者控除を受けている場合)

※「高校生」は「16歳から18歳の扶養親族」を、「大学生」は「19歳から22歳の特定扶養親族」を指します。

※ 中学生以下の子供は(控除額に影響がないため)、計算に入れる必要はありません。

例えば、「夫婦1人(小学生)」は、「夫婦」と同額になります。また、「夫婦2人(高校生と中学生)」は、「夫婦1人(高校生)」と同額になります。

(注) 下記は給与所得者のケースです。年金収入のみの方や事業者の方は、下記とは異なります。

(単位: 円)

| | | ふるさと納税をした者の家族構成 | | | | | | |
|-------------------|---------|-----------------|---------|------------------|------------------|-----------------|--------------------------|-------------------------|
| | | 独身 又は 共働き | 夫婦 | 共働き+子1人 (高校生) | 共働き+子1人 (大学生) | 夫婦+子1人 (高校生) | 共働き+子2人 (大学生と 高校生) | 夫婦+子2人 (大学生と 高校生) |
| ふるさと納税をした者本人の給与収入 | 300万円 | 28,000 | 19,000 | 19,000 | 15,000 | 11,000 | 7,000 | - |
| | 350万円 | 34,000 | 26,000 | 26,000 | 22,000 | 18,000 | 13,000 | 5,000 |
| | 400万円 | 42,000 | 33,000 | 33,000 | 29,000 | 25,000 | 21,000 | 12,000 |
| | 450万円 | 52,000 | 41,000 | 41,000 | 37,000 | 33,000 | 28,000 | 20,000 |
| | 500万円 | 61,000 | 49,000 | 49,000 | 44,000 | 40,000 | 36,000 | 28,000 |
| | 550万円 | 69,000 | 60,000 | 60,000 | 57,000 | 48,000 | 44,000 | 35,000 |
| | 600万円 | 77,000 | 69,000 | 69,000 | 66,000 | 60,000 | 57,000 | 43,000 |
| | 650万円 | 97,000 | 77,000 | 77,000 | 74,000 | 68,000 | 65,000 | 53,000 |
| | 700万円 | 108,000 | 86,000 | 86,000 | 83,000 | 78,000 | 75,000 | 66,000 |
| | 750万円 | 118,000 | 109,000 | 109,000 | 106,000 | 87,000 | 84,000 | 76,000 |
| | 800万円 | 129,000 | 120,000 | 120,000 | 116,000 | 110,000 | 107,000 | 85,000 |
| | 850万円 | 140,000 | 131,000 | 131,000 | 127,000 | 121,000 | 118,000 | 108,000 |
| | 900万円 | 151,000 | 141,000 | 141,000 | 138,000 | 132,000 | 128,000 | 119,000 |
| | 950万円 | 163,000 | 154,000 | 154,000 | 150,000 | 144,000 | 141,000 | 131,000 |
| | 1,000万円 | 176,000 | 166,000 | 166,000 | 163,000 | 157,000 | 153,000 | 144,000 |
| | 1,100万円 | 213,000 | 194,000 | 194,000 | 191,000 | 185,000 | 181,000 | 172,000 |
| | 1,200万円 | 242,000 | 239,000 | 232,000 | 229,000 | 229,000 | 219,000 | 206,000 |
| | 1,300万円 | 271,000 | 271,000 | 261,000 | 258,000 | 261,000 | 248,000 | 248,000 |
| | 1,400万円 | 355,000 | 355,000 | 343,000 | 339,000 | 343,000 | 277,000 | 277,000 |
| | 1,500万円 | 389,000 | 389,000 | 377,000 | 373,000 | 377,000 | 361,000 | 361,000 |
| 1,600万円 | 424,000 | 424,000 | 412,000 | 408,000 | 412,000 | 396,000 | 396,000 | |
| 1,700万円 | 458,000 | 458,000 | 446,000 | 442,000 | 446,000 | 430,000 | 430,000 | |
| 1,800万円 | 493,000 | 493,000 | 481,000 | 477,000 | 481,000 | 465,000 | 465,000 | |
| 1,900万円 | 528,000 | 528,000 | 516,000 | 512,000 | 516,000 | 500,000 | 500,000 | |
| 2,000万円 | 564,000 | 564,000 | 552,000 | 548,000 | 552,000 | 536,000 | 536,000 | |
| 2,100万円 | 599,000 | 599,000 | 587,000 | 583,000 | 587,000 | 571,000 | 571,000 | |
| 2,200万円 | 635,000 | 635,000 | 623,000 | 619,000 | 623,000 | 607,000 | 607,000 | |
| 2,300万円 | 767,000 | 767,000 | 754,000 | 749,000 | 754,000 | 642,000 | 642,000 | |
| 2,400万円 | 808,000 | 808,000 | 795,000 | 790,000 | 795,000 | 776,000 | 776,000 | |
| 2,500万円 | 849,000 | 849,000 | 835,000 | 830,000 | 835,000 | 817,000 | 817,000 | |